

[事案 2020-230] がん一時金支払等請求

・令和3年3月22日 裁定終了

<事案の概要>

責任開始日前にがんと診断確定されていたことを理由に、がん一時金が支払われなかったことを不服として、がん一時金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和元年10月に針生検を受け、浸潤性乳管がんと診断確定されたことから、令和元年7月に契約した医療保険に付加した特約にもとづきがん一時金を請求したところ、約款では、がんと診断確定された日は、診断確定の根拠となった検査の実施日と定められており、針生検の実施日が、がん責任開始日（責任開始日よりその日を含めて90日を経過した日）前であったことから、がん一時金が支払われなかった。しかし、以下の理由により、がん一時金を支払ってほしい。これが認められない場合は、解決金を支払ってほしい。そのいずれも認められない場合は、本契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

(1)他の保険会社が、医師の診断が下った日を診断確定日と規定しているのと異なり、本契約の約款では、検査の実施日を診断確定日としているが、その点についての説明を受けていない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)診断確定日については、口頭では説明していないものの、契約概要、注意喚起情報、提案書を用いて、本契約の内容や重要事項について説明している。
- (2)本契約は有効に成立しており、無効となるような事情はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人に説明義務違反があるとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。